

昭和二十三年法律第六十八号

予防接種法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 予防接種基本計画等(第三条・第四条)
- 第三章 定期の予防接種等の実施(第五条―第十一條)
- 第四章 定期の予防接種等の適正な実施のための措置(第十二条―第十四条)
- 第五章 定期の予防接種等による健康被害の救済措置(第十五条―第二十二條)
- 第六章 雑則(第二十三条―第二十九條)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。
- (定義)
- 第二条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。
- 2 この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。
 - 一 ジフテリア
 - 二 百日せき
 - 三 急性灰白髄炎
 - 四 麻疹
 - 五 風しん
 - 六 日本脳炎
 - 七 破傷風
 - 八 結核
 - 九 Hib感染症
 - 十 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)
 - 十一 ヒトパピローマウイルス感染症
 - 十二 前各号に掲げる疾病のほか、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防する

ため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 この法律において「B類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

- 一 インフルエンザ
- 二 前号に掲げる疾病のほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

4 この法律において「定期の予防接種」とは、次に掲げる予防接種をいう。

- 一 第五条第一項の規定による予防接種
- 二 前号に掲げる予防接種に相当する予防接種

5 この法律において「臨時の予防接種」とは、次に掲げる予防接種をいう。

- 一 第六条第一項又は第三項の規定による予防接種
- 二 前号に掲げる予防接種に相当する予防接種

6 この法律において「定期の予防接種等」とは、定期の予防接種又は臨時の予防接種をいう。

7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

4 予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項

- 五 予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する施策を推進するための基本的事項
- 六 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項
- 七 予防接種に関する国際的な連携に関する事項
- 八 その他予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに予防接種基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、予防接種基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 厚生労働大臣は、予防接種基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(個別予防接種推進指針)

4 厚生労働大臣は、A類疾病及びB類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病ごとに当該疾病に応じた予防接種の推進を図るための指針(以下この条及び第二十四条第二号において「個別予防接種推進指針」という。)を予防接種基本計画に即して定めなければならない。

2 個別予防接種推進指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該疾病に係る予防接種の意義、有効性及び安全性に関する事項
- 二 当該疾病に係る予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 三 当該疾病に係る予防接種の適正な実施のための方策に関する事項
- 四 当該疾病に係る予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する事項
- 五 その他当該疾病に係る予防接種の推進に関する重要事項

3 当該疾病について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号。附則第六條第一項において「感染症法」という。)第六條第一項の規定により同項に規定する特定感染症予防指針が作成され

るときは、個別予防接種推進指針は、当該特定感染症予防指針と一体のものとして定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、個別予防接種推進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 定期の予防接種等の実施

(市町村長が行う予防接種)

5 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第一〇号)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市(第十條において「保健所を設置する市」という。))にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

3 前項の規定による指定があつたときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

(臨時に行う予防接種)

6 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるものまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかつた場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行わ

れるよう、当該市町村長に対し、必要な協力を
するものとする。

(予防接種を行ってはならない場合)

第七条 市町村長又は都道府県知事は、第五条第
一項又は前条第一項若しくは第三項の規定によ
る予防接種を行うに当たっては、当該予防接種
を受けようとする者について、厚生労働省令で
定める方法により健康状態を調べ、当該予防接
種を受けることが適当でない者として厚生労働
省令で定めるものに該当すると認めるときは、
その者に対して当該予防接種を行ってはならな
い。

(予防接種の勧奨)

第八条 市町村長又は都道府県知事は、第五条第
一項の規定による予防接種であつてA類疾病に
係るもの又は第六条第一項若しくは第三項の規
定による予防接種の対象者に対し、定期の予防
接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予
防接種を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者
が十六歳未満の者又は成年被後見人であるとき
は、その保護者に対し、その者に定期の予防接
種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防
接種を受けさせることを勧奨するものとする。

(予防接種を受ける努力義務)

第九条 第五条第一項の規定による予防接種で
あつてA類疾病に係るもの又は第六条第一項の
規定による予防接種の対象者は、定期の予防接
種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防
接種(同条第三項に係るものを除く。)を受け
よう努めなければならない。

2 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後
見人であるときは、その保護者は、その者に定
期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は
臨時の予防接種(第六条第三項に係るものを除
く。)を受けさせるため必要な措置を講ずるよ
う努めなければならない。

(保健所長への委任)

第十条 都道府県知事は保健所を設置する市若
しくは特別区の長は、第五条第一項又は第六条
第一項若しくは第三項の規定による予防接種の
実施事務を保健所長に委任することができる。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、予防接
種の実施に係る政令、周知、記録及び報告に関
して必要な事項は政令で、その他予防接種の実
施に関して必要な事項は厚生労働省令で定め
る。

第四章 定期の予防接種等の適正な実施の
ための措置

(定期の予防接種等を受けたことによるものと
疑われる症状の報告)

第十二条 病院若しくは診療所の開設者又は医師
は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期
の予防接種等を受けたことによるものと疑われ
る症状として厚生労働省令で定めるものを呈し
ていることを知ったときは、その旨を厚生労働
省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告
しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告が
あつたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定め
るところにより、その内容を当該定期の予防接
種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知
するものとする。

(定期の予防接種等の適正な実施のための措置)

第十三条 厚生労働大臣は、毎年度、前条第一項
の規定による報告の状況について厚生科学審議
会に報告し、必要があると認めるときは、その
意見を聴いて、定期の予防接種等の安全性に関
する情報の提供その他の定期の予防接種等の適
正な実施のために必要な措置を講ずるものとす
る。

2 厚生科学審議会は、前項の規定による措置の
ほか、定期の予防接種等の安全性に関する情報
の提供その他の定期の予防接種等の適正な実施
のために必要な措置について、調査審議し、必
要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見
を述べることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による報告又
は措置を行うに当たっては、前条第一項の規定
による報告に係る情報の整理又は当該報告に関
する調査を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、定期の予防接種等の適正な
実施のため必要があると認めるときは、地方公
共団体、病院又は診療所の開設者、医師、ワク
チン製造販売業者(医薬品 医療機器等の品
質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
(昭和三十五年法律第四十五号)第十二条第
一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者で
あつて、ワクチンの製造販売(同法第二条第十
三項に規定する製造販売をいう。附則第六条第
一項において同じ。)について、同法第十四条
の承認を受けているもの(当該承認を受けよう
とするものを含む。)をいう。第二十三条第五
項において同じ)、定期の予防接種等を受けた

者又はその保護者その他の関係者に対して前項
の規定による調査を実施するため必要な協力を
求めることができる。

(機構による情報の整理及び調査)

第十四条 厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品
医療機器総合機構(以下この条において「機
構」という。)に、前条第三項に規定する情報
の整理を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による報
告又は措置を行うため必要があると認めるとき
は、機構に、同条第三項の規定による調査を行
わせることができる。

3 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に情
報の整理を行わせることとしたときは、第十二
条第一項の規定による報告をしようとする者
は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で
定めるところにより、機構に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による情報の整理又は
第二項の規定による調査を行ったときは、遅滞
なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労
働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に
通知しなければならない。

第五章 定期の予防接種等による健康被害
の救済措置

(健康被害の救済措置)

第十五条 市町村長は、当該市町村の区域内に居
住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾
病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した
場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該
定期の予防接種等を受けたことによるものであ
ると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び
第十七条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たつ
ては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三
年法律第二十号)第八条に規定する機関をい
う。)で政令で定めるものの意見を聴かなけれ
ばならない。

(給付の範囲)

第十六条 A類疾病に係る定期の予防接種等又は
B類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことに
よる疾病、障害又は死亡について行う前条第一
項の規定による給付は、次の各号に掲げるとお
りとし、それぞれ当該各号に定める者に対して
行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたこ
とによる疾病について医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことに
より政令で定める程度の障害の状態にある十
八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政
令で定める程度の障害の状態にある十八歳以
上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより
死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡
した者の葬祭を行う者

(政令への委任等)

第十七条 前条に定めるもののほか、第十五条第
一項の規定による給付(以下「給付」という。)の
額、支給方法その他給付に關して必要な事項
は、政令で定める。

2 前条第二項第一号から第四号までの政令及び
同項の規定による給付に係る前項の規定に基づ
く政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機
構法(平成十四年法律第九十二号)第十五条
第一項第一号イに規定する副作用救済給付に係
る同法第十六条第一項第一号から第四号までの
政令及び同条第三項の規定に基づく政令の規定
を参酌して定めるものとする。

(損害賠償との調整)

第十八条 市町村長は、給付を受けるべき者が同
一の事由について損害賠償を受けたときは、そ
の価額の限度において、給付を行わないこと
ができる。

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことに
より政令で定める程度の障害の状態にある十
八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政
令で定める程度の障害の状態にある十八歳以
上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより
死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡
した者の葬祭を行う者

2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたこと
による疾病、障害又は死亡について行う前条第
一項の規定による給付は、次の各号に掲げると
おりとし、それぞれ当該各号に定める者に対
して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたこ
とによる疾病について政令で定める程度の医
療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことに
より政令で定める程度の障害の状態にある十
八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政
令で定める程度の障害の状態にある十八歳以
上の者

四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受け
たことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡
した者の葬祭を行う者

2 前条第二項第一号から第四号までの政令及び
同項の規定による給付(以下「給付」という。)の
額、支給方法その他給付に關して必要な事項
は、政令で定める。

2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由に
ついて損害賠償を受けたときは、その価額の限

度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の徴収）

第十九条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第二十条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第二十一条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（保健福祉事業の推進）

第二十二条 国は、第十六条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項第一号から第三号までに掲げる給付の支給に係る者であつて居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図るものとする。

第六章 雑則

（国等の責務）

第二十三条 国は、国民が正しい理解の下に予防接種を受けるよう、予防接種に関する啓発及び知識の普及を図るものとする。

2 国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、予防接種による健康被害の発生を予防するため、予防接種事業に従事する者に対する研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、予防接種による免疫の獲得の状況に関する調査、予防接種による健康被害の発生状況に関する調査その他予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

5 病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者、予防接種を受けた者又はその保護者その他の関係者は、前各項の国の責務の遂行に必要な協力をするよう努めるものとする。

（厚生科学審議会の意見の聴取）

第二十四条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

一 第二条第二項第十二号及び第三項第二号並びに第五条第一項及び第二項の政令の制定又は改廃の立案しようとするとき。

二 予防接種基本計画及び個別予防接種推進指針を定め、又は変更しようとするとき。

三 第六条第一項及び第三項に規定する疾病を定めようとするとき。

四 第六条第二項及び第三項の規定による指示をしようとするとき。

五 第七条の予防接種を受けることが適当でない者を定める厚生労働省令、第十一条の厚生労働省令（医学的知見に基づき定めるべき事項に限る。）及び第十二条第一項の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状を定める厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

（予防接種等に要する費用の支弁）

第二十五条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）の支弁とする。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする。（都道府県の負担）

第二十六条 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村の支弁する額（第六条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）の三分の二を負担する。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村の支弁する額（第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）及び前条第二項の規定により市町村の支弁する額の四分の三を負担する。（国庫の負担）

第二十七条 国庫は、政令の定めるところにより、第二十五条第一項の規定により都道府県の支弁する額及び前条第一項の規定により都道府県の負担する額の二分の一を負担する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。（実費の徴収）

第二十八条 第五条第一項又は第六条第三項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

（事務の区分）

第二十九条 第六条及び附則第七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第六条第一項及び第三項、第十五条第一項（附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。）、第十八条（附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。）、第十九条第一項（附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。）並びに附則第七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。ただし、第十三条及び第十四条の規定施行の期日は、昭和二十四年六月三十日までの間において、各規定につき政令でこれを定める。

（経過措置等）

第五条 種痘法（明治四十二年法律第三十五号）は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この法律施行前種痘法第一条の規定により行つた第一期種痘は、これを第十条第一項第一号の規定により行つたものとみなす。

3 この法律施行の際、小学校に入学している者で、種痘法第一条の規定による第二期種痘を受けていない者に対して、市町村長は、期日を指定して種痘を行わなければならない。（損失補償契約）

第六条 政府は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の施行の日から五年間を限り、新型インフルエンザ等感染症ワクチン（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンをいう。以下同じ。）について、世界的規模で需給が著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安

全性の確保等に関する法律第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつて、新型インフルエンザ等感染症ワクチンの製造販売について、同法第十四条の三第一項の規定により同法第十四条の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）に限る。）を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型インフルエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約（以下「損失補償契約」という。）を締結することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の購入契約（当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンについて損失補償契約を締結する場合における当該購入契約に限る。）を締結する場合には、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

3 政府は、損失補償契約の締結前に、当該損失補償契約を締結することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該損失補償契約（次項の規定による国会の承認を受けることとをその効力の発生条件とするものに限る。）を締結することができる。

4 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで損失補償契約を締結した場合には、政府は、速やかに、当該損失補償契約の締結につき国会の承認を求めなければならない。（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン（その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。）を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予

防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六条第一項の規定による予防接種とみなして、この法律（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十三条第四項中「含む。」とあるのは「含む。」又は同法第十九条の二第一項の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）」と、第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第二十五条の規定により市町村が支弁する費用は、国が負担する。

4 第一項の規定による予防接種については、第二項の規定により適用する第八条又は第九条の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。

5 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

一 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第一項の規定による指示をしようとするとき。

三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

（損失補償契約）

第八条 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者（前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三条第四項の規定するワクチン製造販売業者をいう。）又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に係る者

を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。

附則（昭和二十六年三月三十一日法律第九六号）抄
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則（昭和二十六年四月二日法律第一二〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年八月二日法律第二一三号）抄
この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附則（昭和二十九年六月一日法律第一三六号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過規定）
この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和三十三年四月一九日法律第六六号）抄
この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則（昭和三十六年三月二八日法律第七号）抄
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和三十九年四月一六日法律第六〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月二一日法律第一六九号）抄
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過規定）
前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月二九日法律第六九号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第三条から附則第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律の規定による改正後の予防接種法第六条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の結核予防法第二十一条の二第一項の規定は、前項の政令で定める日以後に行われた予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について適用する。

（罰則に関する経過措置）
この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置）
附則第一条第一項ただし書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生労働大臣が定める予防接種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは障害の状態となつている場合又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、当該予防接種を受けた者の当該予防接種を受けた当時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第六十六条第一項の規定による給付に準ずる給付を行う。

附則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 予防接種法第十五条第二項、第十八条から第二十一条まで、第二十五条第二項、第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定は、前項の規定による給付について準用する。

附則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年七月一六日法律第六六号）抄
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第五一号）抄
この法律は、平成六年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の予防接種法（以下この条において「旧予防接種法」という。）第四条、第七条又は第十条の規定により予防接種を受けた者（旧予防接種法第五条、第八条又は第十一条の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。）は、予防接種法第十五条第一項の規定の適用については同法第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同法第五項に規定する臨時の予防接種（同法第六条第三項に係るものを除く。）を受けた者とみなし、同法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定するA類疾病に係る定期の予防接種等又は同項に規定するB類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなす。

（罰則に関する経過措置）
この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年七月一日法律第八四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附則 (平成二十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ること)に係る部分に限る。に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第七十七條第四項から第六項まで、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十四條並びに第八十五條の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。))又は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、

この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附則 (平成二十一年二月八日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 前項の規定により読み替えられた予防接種法第五条第一項の規定によるインフルエンザに係る予防接種による健康被害の救済に係る給付については、同法第十六条第二項第二号の規定は、適用しない。

附則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十八条、第九百九十九条及び第十條の規定 公布の日

附則 (平成二十一年三月三〇日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十一年一月七日法律第一一六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況及び予防接種の接種率の状況、インフルエンザに係る予防接種の有効性に関する調査研究の結果その他この法律による改正後の予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザに係る定期の予防接種の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 予防接種法第五条第一項の規定によりインフルエンザに係る予防接種を行う場合については、当分の間、同項中「当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるもの」とあるのは、「当該市町村の区域内に居住する高齢者であつて政令で定めるもの」とする。

附則 (平成二十一年二月二〇日法律第一九二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二條から第十四條まで及び附則第三十三條の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第十二條まで、附則第二十二條から第二十四條まで及び附則第二十七條に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十一年二月八日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び
感染症の患者に対する医療に関する法律目次の
改正規定（第二十六条）を「第二十六条の二」
に改める部分及び「第七章、新感染症（第四十
五条―第五十三条）」を「第七章、新感染症
（第四十五条―第五十三条）／第七章の二」結
核（第五十三条の二―第五十三条の十五）／

に改める部分に限る。）、同法第六条第二項から
第六項までの改正規定（同条第三項第二号に係
る部分に限る。）及び同条第十一項の改正規定、
同条に八項を加える改正規定（同条第十五項、
第二十一項第二号及び第二十二項第十号に係る
部分に限る。）、同法第十條第六項を削る改正規
定、同法第十八条から第二十条まで、第二十三
条及び第二十四条の改正規定、同条の次に一
条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規
定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第
三十七條の次に一条を加える改正規定、同法第
三十八條から第四十四條まで及び第四十六條の
改正規定、同法第四十九條の次に一条を加える
改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正
規定、同法第五十七條及び第五十八條の改正規
定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第
五十九條から第六十二條まで及び第六十四條の
改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並
びに同法第六十五條、第六十五條の二（第三章
に係る部分を除く。）及び第六十七條第二項の
改正規定、第二条の規定並びに次条から附則第
七条まで、附則第十三条（地方自治法（昭和二
十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防
及び感染症の患者に対する医療に関する法律
（平成十年法律百十四号）の項の改正規定中
第三章に係る部分を除く。）及び附則第十四条
から第二十三條までの規定は、平成十九年四月
一日から施行する。

第七條 一部施行日前に旧結核予防法の規定によ
り予防接種を受けた者は、予防接種法第十五条
第一項の規定の適用については同法第二条第四
項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に
規定する臨時の予防接種（同法第六条第三項に
係るものを除く。）を受けた者とみなし、同法
第十六条第一項の規定の適用については同項に
規定するA類疾病に係る定期の予防接種等を受
けた者とみなす。

2 一部施行日前に旧結核予防法第二十一条の二
第一項の規定により厚生労働大臣が予防接種を

受けたことによるものであると認定した疾病又
は障害については、それぞれ予防接種法第十五
条第一項の規定による厚生労働大臣の認定が
あったものとみなす。

第十二條 政府は、この法律の施行後五年を経過
した場合において、この法律の施行の状況を勘
案し、必要があると認めるときは、この法律の
規定について検討を加え、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

（検討）
（その他の経過措置の政令への委任）

第二十五條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

附則（平成二十三年七月二日法律第八
五号）抄

第一條 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第一条中予防接種法第六條に二項を加え
る改正規定、同法第七條の改正規定、同条の次
に一条を加える改正規定並びに同法第八條、第
九條、第二十二條第二項、第二十四條及び第二
十五條の改正規定、第二条中新型インフルエン
ザ予防接種に関する健康被害の救済等に関する特
別措置法第五條第二項の改正規定及び同法
附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条
及び第四條の規定は、公布の日から起算して三
月を超えない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

第六條 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生
及びまん延の状況、第一条の規定による改正後
の予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、
予防接種の在り方等について総合的に検討を加
え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも
のとする。

2 政府は、この法律の施行の日から五年以内
に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する
国、製造販売業者（医薬品、医療機器等の品
質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
（昭和三十五年法律第四十五号）第十二條第
一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者を
いう。）等の関係者の役割の在り方等について
総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要
な措置を講ずるものとする。

第七條 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

附則（平成二十五年三月三〇日法律第八
号）抄

第一條 この法律は、平成二十五年四月一日から
施行する。ただし、附則第六條及び第九條の
規定は、公布の日から施行する。

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん
延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種
による健康被害の発生状況その他この法律に
よる改正後の予防接種法（以下この条から附則
第七條までにおいて「新法」という。）の規定
の施行の状況を勘案し、必要があると認めると
きは、新法の規定について検討を加え、その結
果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三條 この法律の施行の際現にこの法律による
改正前の予防接種法（次条並びに附則第五條及
び第七條において「旧法」という。）第二十條
第一項の規定により定められている指針は、新
法第四條第一項の規定により定められた指針と
みなす。

第四條 この法律の施行前に行われた旧法第七條
の二第一項に規定する定期の予防接種又は臨時
の予防接種は、新法第十二條の規定の適用につ
いては、新法第二條第六項に規定する定期の予
防接種等とみなす。

第五條 この法律の施行前に旧法第七條の二第一
項に規定する定期の予防接種であつて一類疾病
に係るもの又は同項に規定する臨時の予防接種
を受けた者は、新法第十五條第一項の規定の適
用については新法第二条第四項に規定する定期
の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予
防接種を受けた者と、新法第十六條第一項の規
定の適用については同項に規定するA類疾病に
係る定期の予防接種等又は同項に規定するB類
疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみな
す。

2 この法律の施行前に旧法第七條の二第一項に
規定する定期の予防接種であつて二類疾病に係
るものを受けた者は、新法第十五條第一項の規
定の適用については新法第二条第四項に規定す
る定期の予防接種を受けた者と、新法第十六條
第二項の規定の適用については同項に規定する

B類疾病に係る定期の予防接種を受けた者とみ
なす。

第六條 厚生労働大臣は、新法第二十四條各号に
掲げる場合には、この法律の施行前において
も、厚生労働大臣の意見を聴くことができる。

第七條 インフルエンザ等感染症に係る定期の予
防接種に関する特例）

に係る新法第五條第一項の規定による予防接種
についての附則第十二條の規定による改正後の
予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年
法律第十六号）附則第三條の規定の適用につ
いては、同条第一項中「インフルエンザ」とあ
るは「インフルエンザ（予防接種法の一部を
改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則
第七條各号に掲げるものを除く。次項において
同じ。）」と、「同項」とあるのは「予防接種法
第五條第一項」とする。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律（平成十年法律百十四号）
以下この条において「感染症法」という。）
第六條第七項第一号に掲げる新型インフルエ
ンザに該当するものとして感染症法第四十四
條の二第一項の規定により厚生労働大臣が平
成二十一年四月二十八日にその発生に係る情
報を公表したもの（次号において「特定新型
インフルエンザ」という。）

二 この法律の施行前に感染症法第六條第七項
に規定する新型インフルエンザ等感染症に該
当するものとして感染症法第四十四條の二第
一項の規定により厚生労働大臣がその発生に
係る情報を公表したもの（特定新型インフル
エンザを除く。）のうち旧法第六條第一項若
しくは第三項に規定する二類疾病又は新法第
六條第一項若しくは第三項に規定するB類疾
病として厚生労働大臣が定めたもの

三 この法律の施行後に感染症法第六條第七項
に規定する新型インフルエンザ等感染症に該
当するものとして感染症法第四十四條の二第
一項の規定により厚生労働大臣がその発生に
係る情報を公表したもののうち新法第六條第
一項又は第三項に規定するB類疾病として厚
生労働大臣が定めたもの

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十五年一月二十七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第六十二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第六十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(処分等の効力)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第一百一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十五年一月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則 (令和二年二月九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。